

感染対策の研修と休業補償を 介護施設の新型コロナ対策提案

介護現場への支援強化こそ 感染対策の困難聞く

新型コロナウイルス感染症対策をとりながら懸命な介護を続ける現場を訪ね、現場の声を聞いています。

5月25日、真下紀子議員は、畠山和也前衆議、能登谷繁市議・石川厚子市議・真嶋隆英市議とともに、老人保健施設「かたくりの郷」を訪ね、新型コロナ対策で困っていること、行政に求めることなどで懇談。

介護現場では「マスクやエタノールなどの衛生材料が足りない」「認知症療養棟では利用者さんはマスクもできない。感染者が発生し、職員が濃厚接触者となれば現場は混乱する」「3カ月のサービス中断で、利用者の心身に機能低下を引き起こす廃用症候群が起きている」「デイケアは2割の減収が続いている。緊急事態宣言が解除されてもすぐに回復しない」と、切実な様子が次々出てきます。

真下議員は、5月の道議会質問で「介護事業所でのPCR検査の拡充」「衛生材料の優先的な供給」を求めてきました。「今後は、PCR検査拡充に加え、陽性者が出た場合に備えた研修などが必要です。介護事業の継続のために尽力したい」と話しました。



道、感染対策研修「必要 急ぎ検討」へ

札幌の高齢者施設「茨戸アカシアハイツ」で新型コロナウイルス感染症の集団感染がおこり、多くの方が亡くなりました。

真下紀子議員は、3日の少子高齢社会対策特別委員会で介護施設における対策の強化を求めました。

介護施設内で症状が確認された場合、検体を採取してから結果が出るまで数日を要します。新型コロナウイルスは発症の2日前から感染力があるとされています。「その間どのような感染拡大防止を行えばいいのか、入院まで待機する現状の施設でどのようにソートすればよいのかなど、研修・専門家からのアドバイスがほしい」と現場から要望が寄せられました。

真下議員は、感染予防のためマスク等の防護具の供給・備蓄とともに、集団感染を検証し、専門的研修・助言の必要があると質しました。またケアマネの資格継続などの実務研修が集団研修として始まりますが、感染への不安があるとのべ対策を求めました。

道保健福祉部は、「福祉現場の職員には感染症対策の知見や実務体験等が少ないことから、感染事例等を踏まえた実践的な研修が必要。急ぎ検討する」と答弁。また、ケアマネ研修は、会場の収容率を50%とするなど、感染防止対策をとって実施すると答えました。

一方、「防護具等の備蓄は一定数行っており、感染症患者が確認された施設等へ迅速に提供していた」と強弁。

道保健福祉部は、「福祉現場の職員には感染症対策の知見や実務体験等が少なく、感染事例等を踏まえた実践的な研修が必要。急ぎ検討する」と答弁。また、ケアマネ研修は、会場の収容率を50%とするなど、感染防止対策をとって実施すると答えました。

真下議員は、予防のためのマスク等は不足していると実態を示し、「感染者の多い地域との往来自粛の中では振興局単位の備蓄が不可欠」とのべ、供給・備蓄の見直しを求めました。

高齢者は感染への不安等から、デイサービスなどの利用を控えています。減収対策として電話での見守りや短時間訪問に振り替えて介護報酬を算定できるとされました。

でも、利用者にとっては、サービスが縮小されるのに利用料は徴収されます。道は国に対し、「利用者負担額を徴収しないこともできる要望している」と答えました。

真下議員は、社会的機能を有する介護施設の事業継続のため休業補償が必要と主張。感染・接触疑いで自宅待機とする職員について、雇用調整助成金や持続化給付金の対象となることを周知するとともに、利用減収で経営難となっている事業所への減収補てんを求めました。

DV被害者 親族・知人宅への避難でも給付可

道、「給付は個人単位で本人へ」求める

給付が始まった特別定額給付金。世帯単位の給付のため世帯主が家庭にお金を入れない、ギャンブル等に使ってしまったDV被害の当事者に届かないという相談が寄せられ、道議会で質問。「親族・知人宅への避難でも受けとれる」と確認しました。



5月の環境生活委員会

道は「配偶者DVから避難している被害者は、女性相談援助センターで確認書を出し、4月30日以降も申請できる」と真下議員の質問に答えていました。

6月2日の質問では、もとむら伸子衆議の質問に、避難先に住民票はなくてもネットカフェでも可能と答弁したと紹介。「広大な北海道に住む道民にとって遠方の支援団体への相談はハードルが高い。市町村窓口での確認書の発行・申請ができる。避難先が親族や知人・友人宅では可能ではないか」と質しました。

道は、「DVからの避難先の市町村に申請を行った被害者と同伴者は給付金を受け取ることができ。加害者である配偶者が受領した給付金は返還を求める」と答弁しました。

真下議員は、「給付金を受けとれても、世帯主への返還請求を機にDVがエスカレートする可能性を否定できない」とのべ、給付金問題で表出したDVや虐待被害に対して、相談体制を強化し、被害者の保護とフォローを求めました。

定額給付金は、国民一人ひとりに支給されるものにも関わらず、世帯主の申請となっており、DV被害者は「避難」が申請の条件で、同居のままでは給付金を受け取ることができません。真下議員は、「個人単位の給付にして、家庭内で

DVを受け続けている被害者、避難できていなくても被害者本人に受給されるべ

き」と主張しました。道は、具体的困難事例として「家庭内別居 経済的DVの場合、給付金が被害者に渡らないことが懸念される例がある」と内閣府に報告。「今後同様の給付金等の支給にあたっては世帯単位の給付から個人単位の給付とするなど検討を」と、求めています。

児童養護施設での感染防止対策



児童養護施設で入所児童が陽性となった場合、個室でない環境や誰が養護するのかなど、課題が懸念されています。

5月の少子高齢特別委員会では真下議員が質問し、道は、「基本的には入院対応。濃厚接触者以外にも積極的にPCR検査を行う。施設内での隔離スペース確保が困難な場合、仮設や賃貸による隔離

スペースの確保、感染の疑いのない入所児童の1時的避難などを調整する」と答えました。交代で養護にあたる複数の職員が濃厚接触者となった場合の人手不足、付き添いの必要な児童への対応に対し、道は「職員が付き添う場合は感染の恐れがあり、個別の児童の状況に配慮して対応する」と答えました。

京谷栄一少子高齢対策監は、「感染症が発生した施設には職員を派遣。関係団体と連携して施設間の職員派遣など応援体制を調整する」と答弁。真下議員は、「感染防止などで強いストレスがあり、手当の支給が必要と主張しました。」

鈴木知事48億円専決処分 「議会軽視甚だしい」

日本共産党道議団は5月14日に緊急要望を行い、「補正予算を遅滞なく執行

するため直ちに臨時議会を招集するよう」申し入れれました。ところが、鈴木直道知事は、緊急事態宣言の継続が決まった15日、「一日も早く届ける観点から知事権限で判断した」と強弁し、事業者への支援金とし

て、補正予算約48億円を道議会で諮らず、専決処分としました。

憲法には、住民が直接選挙で選ぶ首長と議会が相互に均衡と抑制を働かされる「二元代表制」が明記され、自治法に定められた専決処分の適用は、自然災害等の緊急時に「議会招集がかなわない」「緊急性がある

る」場合など、極めて限定的に認められるものです。政策予算の専決処分は異例中の異例です。

道議会は、12・13両日一斉委員会開会のため議員は登庁。議会事務局も臨時議会を視野に入れていますが、鈴木知事から議会開会の働きかけは一切ありませんでした。

たとえ、良い政策であっても民主的手続きに瑕疵があれば民主主義を壊しかねません。東日本大震災の際でも年度末3月30日に臨時議会を開催しており、臨時議会の時間がないという言い訳は成り立ちません。鈴木知事の独断専行で議会招集しないのは、議会軽視そのものです。道民と議会を置き去りにする暴走は許されません。